

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■歯科訪問診療料の注15に規定する基準（歯訪診）

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

■歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■口腔管理体制強化（口管強）

歯科疾患または咀嚼・摂食嚥下機能障害に関する、総合的かつ継続的な管理が可能です。お口のトラブルを未然に防ぎ、お口の健康維持をサポートします。

【主な施設基準】

- ・「歯科医師・歯科衛生士」が規定の人数以上在籍
- ・修復物の維持管理や定期的な口腔ケアといった「口腔管理」や「訪問診療」の実施
- ・口腔外バキュームや滅菌器など「感染症や医療安全対策のための設備」の完備
- ・AED・酸素ボンベ・血圧計など「緊急時のための体制」の充実

■歯科外来診療感染対策1（外感染）

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■歯科外来診療医療安全対策加算（外安全）

- ・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さまに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
- ・患者さまの搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

●緊急時連絡先：江南厚生病院 電話番号：0587-51-3333

- ・当院は歯科外来医療安全対策加算 1 の施設基準を満たし、届出を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算（医療DX）

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

どんぐり歯科 管理者(院長)：恒川 鎮光